

研修レポート

山崎 大成 Yamazaki Taisei (77期)



第1章 研修の概要

初回接見は捜査弁護活動の出発点です。弁護士は、限られた時間の中で、被疑事実に関する具体的な事実関係、逮捕時の状況、身体拘束の解放に必要な事実など幅広い事項を聞き取らなければなりません。そして、聞き取った情報を踏まえて、今後の取調べ対応について指示する必要があります。

取調べ対応に関し、近年、「取調べ拒否」という弁護活動が実践され、成果を上げている事例が現れています。取調べ拒否とは、文字通り警察官・検察官の取調べを拒否し、取調べを受けないという弁護活動です。取調べ室で長時間にわたって繰り返し質問を受けることを回避できる点で、これまでの黙秘権行使とは異なります。

今回の研修は、若手弁護士を対象とし、受講生による模擬の初回接見の実演と講師からのフィードバックを通じて、取調べ拒否の具体的な方法や意義を学ぶとともに、初回接見の技術を習得することを目的として開催されました。講師には、最前線で取調べ拒否の弁護活動を実践している「取

調べ拒否権を実現する会 (RAIS)」の趙誠峰弁護士（第二東京弁護士会）と戸塚史也弁護士（東京弁護士会）を迎えました。

研修の前半では事実関係の聞き取りをテーマとして受講生による実演、受講生の実演に対するクリティック、講師による講義が行われました。研修の後半では、取調べ対応の助言をテーマとした受講生による実演、受講生の実演に対するクリティック、講師による講義、講義を踏まえた受講生による実演が行われました。



第2章 事実関係の聞き取り

前半パートは、受講生が1人五分ずつリレー形式で事実関係の聞き取りを行い、実演後に講師からフィードバックを受けました。

他の人の聞き取りの仕方を見聞きすることで、答えにくい質問をしたり、無意識に誘導してしまったりしていることを実感しました。他の人の接見と比較しながら自分のやり方を省みることで、注意するべき点を自覚することができました。さら

に、講師からのフィードバックを通じて、個々の聞き取りの問題点やその原因、どのように改善できるのかという具体的な方法を理解することができました。

講師からのフィードバックの要点は、以下のとおりでした。

- ①挨拶・自己紹介は必須である。
- ②当番接見の場合には、弁護士を呼んだ理由を最初に確認する。
- ③初回接見では、徹底的にオープン・クエスチョンを用いること。
- ④弁護士が頭の中で「絵」を描いてしまっているから誘導してしまう。
- ⑤事実関係の聞き取りは、起点を設定して時系列に沿って進める。
- ⑥より前に遡る必要がある場合には、一気に時間を遡って聞くこと。
- ⑦全体像をつかんでから、細部を聞くこと。

初回接見で、被疑者から効率的に、かつ、漏れなく事実関係を聴取するためには、信頼関係を築き、体験した事実をありのままに語ってもらい、事実関係を構造的に聞き取る必要があります。

信頼関係を築くためには、自分が何者で、なぜ来たかを説明する必要があります。また、何か相談をしたいことがあるからこそ、弁護士を呼んでいるのですから、その理由を最初に聞く必要があります。被疑者の話を受容し、共感することが信頼関係を形成するために重要です。

捜査段階で弁護人の情報源となるのは、基本的には被疑者のみです。被疑者が体験した事実をできる限りありのままに聞く必要があります。弁護士が誘導的な質問をすると、被疑者の記憶がゆがめられる危険や、迎合的に答えてしまう危険があります。特に初回接見では、その後、被疑者が語る内容にも影響を与えててしまうため、徹底してオープン・クエスチョンを用いるべきです。誘導が生じる背景には、弁護士が頭の中で先に「絵」を描

いてしまうことが原因です。被疑者の体験を先入観なく受け止め、自由に語ってもらう姿勢が必要です。

事実関係を聞き取るにあたって最も重要なことは、起点を設定して、時系列に沿って聞いていくことです。起点の設定にあたっては、被疑事実の日時が参考になることが多いですが、例えば事件当日の朝、被害者とされる人物との交際の開始時点、あるいは数日前の喧嘩の場面など、事案ごとに設定すべき起点は異なります。留意すべきは、逮捕された時点から聞かないということです。逮捕時点から聞き始めると、時系列に逆行して事実関係を聞くことになってしまいます。また、聞き取りを進める中で、より前の事実から整理して聴取する必要があると分かった場合には、起点を改めて前に設定し直し、そこから時系列で聞き直すことが有効です。

全体像を把握したうえで細部に入ることも重要です。まず全体の流れを聞き取れば事件の要点をつかむことができ、その後、必要に応じて個別の事実や細部を掘り下げることができます。初回接見後に身体拘束からの解放に向けた活動を行わなければならず、接見に割くべき時間は限られています。限られた時間の中でも必要な事実関係を聴取するためには、初回接見で聞くべき細部を取捨選択することが必要です。

以上のように、起点を設定して時系列に沿って聞くこと、そして全体像を押さえた上で必要な細部に入っていくことを意識することで、被疑者にとっても答えやすく、かつ、弁護士にとっても効率的かつ漏れのない聴取が可能となります。



第3章 取調べ対応の助言—取調べ拒否

後半パートでは、まず、受講生が取調べ対応の指示に関する実演を行い、講師からフィードバックがありました。その後、講師からの講義を受け、

受講生が講義の内容を踏まえた実演を行いました。

1 取調べ対応の方針

弁護人は、取調べ対応の指示をするに先立ち、黙秘させるか、供述させるかの方針を決定しなければなりません。講義で供述すべき具体的な理由として以下のことが挙げされました。

- ・不起訴（起訴猶予）獲得のため
- ・早期釈放のため
- ・捜査官の事件の見立てを作るため

原則としては黙秘すべきだと理解していても、不起訴や早期釈放を望む被疑者を前にすると、「供述させた方が有利に働くのではないか」という誘惑に駆られることがあります。しかも、このような迷いに直面する場面は、想像以上に多く感じています。しかし、供述することが本当に不起訴や早期の釈放につながるのかを冷静に分析してみると、供述することが不起訴や早期の釈放に大きな影響を与えることは実際には多くありません。供述を認めるべき場面は極めて限定的であり、安易に供述を指示すべきではないということを実感しています。

2 発想の転換

講義の前に3人の受講生が実演しました。うち2人が質問されても一切答えないよう助言し、うち1人が取調べを拒否するよう助言しました。

質問に一切答えないという助言は、取調べ室で捜査官から次々と質問を投げかけられることを前提とすることになります。

現状の取調べの実態を踏まえると、このような指示は、被疑者に物理的にも精神的にも負担を強いるものです。被疑者は、取調べ官から繰り返し投げかけられる質問に一つひとつ耐え続けなければなりません。ときには人格を否定するような言葉や、弁護人との信頼関係を揺さぶるような発言

にさらされることもあります。こうした状況で動搖せずに黙秘を貫くことは、極めて強い忍耐を必要とし、多くの人にとって容易なことではありません。

権利というからには、およそ全ての人が実際に行使できなければなりません。強い忍耐力を有している者だけしか行使することができないとすれば、それは権利とは言えません。

黙秘権を権利として実質的に保障する刑事司法を実現するためには、取調べを受けることを前提とする指示ではなく、取調べそのものを拒否するという指示へと、発想を転換する必要があります。なお、取調べ拒否の理論的根拠については、RAISのホームページ (<https://rais2024.jp/terms>) を参照してください。

3 具体的方法

(1) 接見室での助言

取調べ対応についてはできる限り具体的に指示しなければなりません。「取調べを拒否してください」と伝えるだけでは不十分です。被疑者が直面する状況に適切に対応できるように具体的な行動を指示する必要があります。

取調べ室に行かなければ取調べは開始されません。そこで、まずは居室から出ないことを助言します。具体的には、留置担当官から居室から出るように求められたとしても、「取調べには行きません」「房から出ません」と留置担当官に伝え、そのまま居室内で座り続けるように指示します。

取調べ拒否の方針について、印象が悪くなるなどの不安を抱いている被疑者に対しては、取調べ拒否が正当な権利行使であることやそのメリット、取調べ拒否による弊害が小さいことなどを丁寧に説明する必要があります。

このように被疑者が明確に意思を示していても、留置担当官は居室から出るよう強く説得してくることがあります。そこで、被疑者には、そのような説得があっても居室に座り続け、取調べを拒否

し、居室から出ないことを留置担当官に明確に述べるよう指示します。「被疑者には取調べに応じる義務がある」などと説得してくる場合もあります。あらかじめ、警察がそのように理解していることを伝えた上で、「そのような義務は存在しない」と説明しておけば、被疑者も「義務に違反している」と動搖することなく、安心して取調べを拒否できるでしょう。

事案によっては、留置担当官が居室に立ち入り、有形力を行使し、タンカや車椅子などを用いて、取調べ室に強制的に連行する場合があります。そのような場合に、優先すべきことは、公務執行妨害と評価されないように行動することです。したがって、体をつかまれるなどして強制的に取調べ室に連行されそうになった場合には、自らの足で歩いて取調べ室に行くよう指示します。また、取調べ室に着いた後の対応についても事前に具体的に指示しておく必要があります。まず取調べ官に対し「私は取調べを拒否します。戻してください」と述べるよう指示します。録音録画が実施されれば、取調べを拒否する意思を表明していることが記録に残ります。その上で、以後の質問には一切答えず、完全に黙秘を貫くように指示します。

(2) 通告書の送付

被疑者への指示に加えて、担当刑事課、担当検事及び留置管理課宛てに被疑者名義の通告書と弁護人名義の通告書を送付します。これらの通告書は、RAISの「取調べ拒否権実践マニュアル」からダウンロードすることができます。

初回接見に行く際には、署名・指印をしてもらう通告書を持参し、通告書を差し入れて、被疑者に署名・指印をしてもらった上宅下げします。接見後には、弁護人名義の通告書を作成し、被疑者名義のものと併せて各所に送付します。警察署のFAX番号は、担当警察署に確認すれば教えてくれます。取扱警察署と留置先警察署が異なる場合は、取扱警察署の刑事課と留置先警察署の留置管

理課宛てに通告書を送付することになります。

このように通告書を出しても、捜査機関はなんとか取調べ室に連行し、取調べを実施することがあります。その場合には、直ちに抗議文を送付します。この抗議文の書式も「取調べ拒否権実践マニュアル」からダウンロードすることができます。

場合によっては、勾留理由開示手続を通じて、捜査機関の不当性を訴え、今後の身体拘束からの解放に役立てる也可能でしょう。

そして、勾留延長請求がされた場合には、各所に送付した通告書を添付した上で、依頼者が今後も黙秘権行使すること、この方針は捜査の帰趨によって揺らぐものではないことなどの事情を記載した上で意見書を提出します。「被疑者取調べ未了」を理由とする勾留延長は許されないと釘を刺す必要があります。

第4章　まとめ

今回の研修を通じて、初回接見における聞き取りの技術や、取調べ拒否を実践するための具体的方法を学ぶことができました。

黙秘権を真に生きた権利として確立するためには、弁護人が日々の事件において具体的な実践を積み重ねていくことこそが不可欠です。

初回接見は、一つひとつの刑事弁護の出発点であると同時に、黙秘権が実質的に保障された刑事司法を切り拓く出発点でもあります。 

